

令和2年4月28日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

新型コロナウイルス感染拡大に伴う住宅相談業務の対応について

日頃より当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染の全国的な拡大が懸念されるなか、4月16日の国の「緊急事態宣言」を踏まえ、当センターの住宅相談業務については緊急事態宣言解除まで、下記のとおり対応させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

お客様にご不便をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

1. 住宅相談事業（一般相談）

これまでは、面談による相談と電話による相談を行ってききましたが、感染リスクを低減させるため、電話相談のみの取り扱いとさせていただきます。

なお、相談時間（10：00～16：00）に変更はありません。

2. 住宅相談（法律相談）

毎月第2、第4火曜日に行っている法律相談についても、一般相談と同じく電話相談のみの取り扱いとさせていただきます。

3. 対応期間

令和2年4月15日（木）から緊急事態宣言解除まで